

被保険者 各位

エイチ・アイ・エス健康保険組合  
理事長 和田 光



平成 30 年度における任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 47 条第 2 項の規定による被保険者（任意継続被保険者）の保険料算定にかかる、平成 29 年 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額の平均値を、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 平成 29 年 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額の平均値

285,195 円

2. 上記数値を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなした場合の標準報酬  
(平成 29 年度と変更ありません)

280,000 円 (21 等級)

3. 適用年月日

平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日

以上